

京丹後市みどりの農産物(水稲)に係る栽培基準について

「京丹後市みどりの農産物」の定義

「京丹後市みどりの農産物」とは、「有機農産物の日本農林規格(以下、「有機 JAS」という。)」に準拠し、化学肥料と農薬に頼らない栽培基準に基づく生産を行い、かつ、郷土愛に溢れる環境保全に配慮した取組によって生産された農産物とする。

なお、「栽培基準」と「郷土愛に溢れる環境保全に配慮した取組」は、次に示すとおりである。

○「栽培基準」

1. 肥培管理(肥料・資材)

化学由来の肥料及び土壌改良資材を使用しないこと。(ただし、有機 JAS 別表1の肥料及び土壌改良資材は使用できる)

2. 有害動植物の防除(農薬)

以下(1)～(3)の防除を1つ以上行い、農薬を使用しないこと。(ただし、有機 JAS 別表2の農薬は使用できる)

- (1) 耕種的防除…その土地の自然などの条件に最も適した作物や品種の選定、あるいは作物の栽培方法の工夫によって防除すること。
- (2) 物理的防除…人力や機械、器具・資材を利用して防除すること。
- (3) 生物的防除…病原菌や害虫の天敵となる微生物、昆虫類、動植物当を利用して防除すること。

3. ほ場条件

有機 JAS 別表1・2に定められていない肥料、土壌改良資材または農薬が、飛来・流入しないように適切な処置がとられていること。

4. 播種又は種苗

- ・ 上記1、2及び3の基準に沿って生産、栽培された種苗を使用すること。(入手が困難な場合は除く)
- ・ 組換え DNA 技術によって生産されたものではないこと。

○「郷土愛に溢れる環境保全に配慮した取組(京丹後愛)」

土づくりから収穫までの生産工程の全般を通じて、京丹後市への深い愛と、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ責任感に基づき、環境保全に配慮した取組を以下(1)～(7)から3つ以上行うこと。

- (1)自然環境への配慮 (2)生物多様性への配慮 (3)地域資源の活用
- (4)環境教育と意識啓発 (5)再生可能エネルギーの活用
- (6)地域社会との連携 (7)その他、環境に配慮した取組

※具体的な取組例は別表に掲げるとおり。

別表

項目	具体的な取組例
(1)自然環境への配慮	・ 機械利用における脱炭素のための取組(電動・省エネ農業機械の利用、農業機械の共同利用など) ・ 栽培における脱炭素のための取組(長期中干、秋耕など) ・ 環境負荷軽減の取組(ため池用水中の窒素の有効利用)など
(2)生物多様性への配慮	・ 水田近辺に生息する生物(コウノトリ、メダカ、ゲンゴロウ、タガメ、トンボ、ホタル、イトミミズなど)の保全に繋がる農法の実践(中干延期、冬期湛水など)およびその他の取組(江の設置、小水路・水田魚道の設置、環境調査、生き物調査、生き物観察会、外来生物の駆除など)
(3)地域資源の活用	・ 地域資源を活用した循環型農業の取組(自家製堆肥の利用、カニ殻・牡蠣殻の施用など)
(4)環境教育と意識啓発	・ 教育分野と連携した取組(教育機関での出前講座など) ・ 環境配慮型農業の広報・発信の取組(ホームページやSNSでの発信、見学受け入れなど)
(5)再生可能エネルギーの活用	・ 自家発電設備の利用(太陽光発電、木質バイオマス発電、そのほか自然界に存在するエネルギーなど)
(6)地域社会との連携	・ 食育推進の取組(稲作体験の受入れ、学校給食への米の提供) ・ 地産地消への貢献(市内事業者や施設などへの出荷・流通、漁港や飲食店などとの連携)
(7)その他、環境配慮への取組	・ 上記以外の取組で、郷土愛に溢れる環境保全に配慮した取組として認められたもの